

学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりに係る有識者会議設置要綱

7 教人勤第 20 号

令和 7 年 4 月 11 日

(設置の目的)

第 1 学校現場において、保護者等とのより良好な関係づくりに向けて現状を把握・分析し、教育的・法的観点や学校の組織運営、保護者対応等について専門的に検討し必要な施策の構築の参考とするため、「学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりに係る有識者会議」(以下「有識者会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 有識者会議は、次の事項について検討を行う。

- (1) 学校現場における保護者等とのより良好な関係づくりに向けた現状分析に関すること。
- (2) 学校現場における保護者等とのより良好な関係づくりに向けた教育的・法的観点に関すること。
- (3) 学校現場における保護者等とのより良好な関係づくりに向けた学校の組織運営や保護者対応に関すること。
- (4) その他、有識者会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員等)

第 3 有識者会議は、東京都教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が委嘱する委員をもって構成する。

2 有識者会議は、意見を聴くために委員以外の構成員を置くことができる。

(委員の任期)

第 4 委員の任期は、委嘱を受けた日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(座長)

第 5 有識者会議には座長を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(招集)

第6 有識者会議は、教育長が招集する。

(公開)

第7 有識者会議は、原則非公開とする。

(謝金)

第8 出席した者に対し、謝金を支払うことができる。謝金額については、講師等謝金支払基準(東京都教職員研修センター)に基づき決定する。

(事務局)

第9 有識者会議の事務局は、東京都教育庁人事部勤労課とする。

(その他)

第10 この要綱で定めるもののほか、有識者会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、決定の日から施行する。